

報告 ワークショップ&amp;リリース

# 「日本における死刑と再審」2023年9月4日 in ベルリン

日本政府は、まだ死刑を存置し、生命と人権を侵害し続けるのか!?

暮井真絵子 龍谷大学非常勤講師・龍谷大学犯罪学研究センター嘱託研究員

## 1 はじめに

2023年9月4日、一般社団法人刑事司法未来(CJF)は<sup>1</sup>、龍谷大学刑事司法・誤判救済研究センター共催、龍谷大学犯罪学研究センター後援で、「日本の死刑と再審——日本政府は、まだ死刑を存置し、生命と人権を侵害し続けるのか!？」を開催した。本ワークショップ&リリースは、フンボルト大学ベルリン213号教室で行われ、対面参加者とオンライン参加者の約250名が参加した<sup>2</sup>。本稿は、各報告やコメントの概要を、オンライン参加した筆者が要約したものである。詳細は、龍谷大学刑事司法・誤判救済研究センターウェブサイト掲載のレポート<sup>3</sup>および龍谷法学56巻3号(2023年12月公刊予定)をご覧ください。

## 2 第一部 司会：石塚伸一(龍谷大学名誉教授・一般社団法人刑事司法未来代表理事)

はじめに、石塚伸一が、開会の挨拶を行った。石塚は、日本では未だ死刑制度が存在すること、再審関連規定が改正されていないこと、再審開始が認められにくいこと等を指摘し、本企画をベルリンで行うことの意義を述べた。

### (1) 第一報告「袴田巖事件について——47年の拘禁の末に始まった再審裁判——」

袴田事件<sup>4</sup>弁護団で弁護人を務める弁護士・戸館圭之(第二東京弁護士会)は、袴田事件の概要に加え、拘置所から送られた袴田巖の手紙を紹介しながら、死刑囚として留め置かれている現状を説明した。また、弁護活動を通じて確信した死刑制度の問題点を指摘した。

刑事裁判における事実認定は、仮説に過ぎず、

1 詳細は、一般社団法人刑事司法未来(CJF)ウェブサイト〈<https://cjf.jp>〉を参照。

2 本ワークショップはイベントの概要や報告された各事件の概要については、一般社団法人刑事司法未来ウェブサイト〈<https://cjf.jp/archives/673>〉および龍谷大学ウェブサイト〈<https://www.ryukoku.ac.jp/nc/event/entry-13145.html>〉を参照。

3 龍谷大学刑事司法・誤判救済研究センターウェブサイト〈<https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-13420.html>〉を参照。

4 1966年6月30日に静岡県で発生した強盗放火殺人と関連して、袴田巖が死刑判決を受けた事件である。二度の再審請求を経て、2014年3月27日に静岡地裁が再審開始を決定し、拘置の執行を停止した。これにより、袴田は、47年7か月ぶりに東京拘置所から保釈された。しかし、静岡地検は、これを不服として即時抗告した。2018年6月11日、東京高裁は、検察官の即時抗告を受け容れて再審開始決定を棄却した。これに対して、弁護側が特別抗告した。2020年12月22日、最高裁は、高裁の再審開始棄却決定を取り消して事件を高裁に差し戻した。2023年3月13日、二度目の即時抗告審で東京高裁は検察官の即時抗告を棄却し、再審開始が決定した。2023年10月27日から、静岡地裁で再審公判が開始される予定である。しかし、検察官は、事実を争う構えである。袴田は87歳であり、重度の拘禁反応を示している。袴田を支えてきた姉・秀子も、90歳と高齢である。

反証の可能性が担保されていることによって真実性が保証される。死刑の執行は、反証の可能性を奪うものであるため、人権に反する。事件発生から57年もの年月が経過しており、袴田と姉・秀子もすでに高齢である。静岡地裁は、一刻も早く無罪判決を示すべきである。

## (2) 第二報告「再審法案の起草について——日本には、再審に関する法律がない——」

大崎事件<sup>5</sup>弁護団で事務局長を務める弁護士・嶋志田祐美(京都弁護士会)は、大崎事件における確定判決の認定した事実と「冤罪の構図」や再審請求の経過を紹介し、大崎事件に見られる日本の再審制度の問題点を中心に報告した。

大崎事件の再審請求では、再審制度の不備が二つ顕在化した。

第一の不備は、再審請求段階で警察・検察に証拠開示を義務づける規定がないことである。そのため、証拠開示については、裁判所の訴訟指揮にすべて委ねられている。これにより、裁判体によって著しい「再審格差」が生じている。

第二の不備は、裁判所による再審開始決定に対して、検察官抗告が認められていることである。大崎事件では、検察官抗告によって、上級審が三度も再審開始決定を覆した。多くの再審事件では、再審開始決定までに何十年もの歳月を要している。再審開始が決定された場合には、検察官は抗告すべきでない。裁判所は、速やかに再審公判を開始すべきである。

また、再審によって雪冤された事件から得た教訓を活かし、制度改革の原動力にすべきである。

## (3) 第三報告「死刑囚人権訴訟——大阪で死刑囚の権利を争う裁判が始まった——」

弁護士・西愛礼(大阪弁護士会)は、現在、弁護士・金子武嗣弁護士(大阪弁護士会)等が担当する死刑囚の権利を巡る三件の国家賠償訴訟<sup>6</sup>(いずれも大阪地裁に係属中)のうち、西が代理人を務める「絞首による死刑執行の違憲・違法」を訴える訴訟を中心に報告した。

日本の死刑執行は、「ロングドロップ」方式による絞首刑で執行される。昭和30年の最高裁判決は、この方式による死刑執行は残虐な刑罰ではないと判示した<sup>7</sup>。しかし、近年、オーストリアの法医学者ヴァルテル・ラブル博士によって、頭部離断による死亡の可能性等が指摘されている<sup>8</sup>。このような死刑執行は、日本国憲法の「残虐な刑罰の禁止」規定や、自由権規約の「残虐、非人道的、品位を傷つける刑罰の禁止」規定に反する。

第一部について、司会の石塚は、「日本の研究者や実務家は、死刑について語ることで不利益な取扱いを受ける場合がある。自由を尊ぶ国であるドイツの首都ベルリンのフンボルト大学から日本にメッセージを送ることができたことを、非常に嬉しく思う」と述べて、第一部を終えた。

5 1979年10月15日に鹿児島県で発見された変死体と関連して、原口アヤ子が懲役10年の有罪判決を受けた事件である。第一次から第三次までの再審請求では、再審開始決定が三回示されたものの、検察官抗告によっていずれも取り消されていた。第四次再審請求では、2022年6月22日、鹿児島地裁が再審請求を棄却した。これに対して、弁護側が即時抗告した。しかし、2023年6月5日、福岡高裁宮崎支部は即時抗告を棄却した。弁護側は即時抗告審決定に対して特別抗告し、現在は最高裁に係属中である。原口は、96歳である。

6 第一訴訟は、元弁護士が原告となって「再審請求中の死刑執行が違憲・違法」であることを訴えている訴訟である。第二訴訟は、現在の「死刑の即日告知・即日執行が違憲・違法」であることを訴える訴訟である。西自身が代理人を務める第三訴訟は、「絞首による死刑執行が違憲・違法」であることを訴える訴訟である。

7 最判昭30・4・6刑集9巻4号663頁。

8 中川智正弁護団＝ヴァルテル・ラブル編『絞首刑は残虐な刑罰ではないのか?——新聞と法医学が語る真実』(現代人文社、2011年)を参照。

### 3 第二部 司会：ヘニング・ローゼナウ (マルティン・ルター/ハレ・ヴィッテンベルク大学教授)

ローゼナウは、冒頭で、「ドイツには、死刑制度は存在しない。基本法(憲法)102条が規範的に禁じているだけでなく、社会も容認していない。しかし、再審については、ドイツでも、再審請求人に不利な判断が行われるという実情があり、現在も議論がある。日本とドイツの研究者と実務家が『死刑と再審』についてそれぞれの立場から議論することは重要である」と述べて、報告が始まった。

#### (1) 第四報告「日本における再審のこれまでと再審制度」

斎藤司(龍谷大学教授/刑事司法・誤判救済研究センター長)は、日本の刑訴法の歴史的背景と再審請求人や再審請求理由を含む再審関連規定について解説し、解釈・運用上の問題点を指摘した。刑訴法で定められている再審理由のうち、刑訴法435条6号が定める「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」は、文言自体が抽象的である。この明白性要件については、昭和50年「白鳥決定」<sup>9</sup>と昭和51年「財田川決定」<sup>10</sup>の二つの最高裁判例によって、新証拠だけで無罪を証明することまでは要求されず、他の証拠も含めて総合的に判断して有罪判決に合理的な疑いが生じればよいとされた。しかし、再審開始決定に対して、検察官による抗告が認められている。再審開始決定が確定するためには、再審請求審の裁判官だけでなく、検察官や再審公判の裁判を説得できる「合理的な疑い」が存在することを示す新証拠の提出が求められていると言える。このことから、事実上、請求人には無罪の証明責任が課されている。

9 最決昭50・5・20刑集29巻5号177頁。

10 最決昭51・10・12刑集30巻9号1673頁。

白鳥決定・財田川決定により広げられた誤判救済の門は、現在、解釈や運用によって狭められている。この門をどのように拓けていくのが課題である。

以上、四報告を受けて、以下の三名がコメントを行なった。

#### (2) 金尚均(龍谷大学教授)のコメント

日本の殺人罪(刑法199条)は、市民に「人を殺すな」という規範を示すと同時に、市民の生命が最重要法益であること示している。それにもかかわらず、刑罰として死刑を定めていることは、矛盾している。第二次世界大戦後の1947年に現行憲法が制定されたが、天皇が主権者であった1908年に制定された刑法は影響を受けず、死刑が残された。死刑は、特定の人々の排除の容認に繋がり、社会の分断をもたらすものである。死刑は廃止すべきである。

#### (3) 古川原明子(龍谷大学教授)のコメント

日本は、死刑囚への死刑執行の告知を執行直前に行っている。近年、終末期医療では、患者の権利保障の高まりから、余命告知等の医療情報提供には、医師のパターナリズム的裁量は容認されていない。終末期医療と比較すれば、死刑執行の直前の告知は不合理である。

また、死刑執行の直前の告知は、死刑確定者から生命剥奪とは別の刑罰を科すことに等しい。加えて、死刑執行までの身体拘束は、刑罰の内容ではない。死の直前まで、可能な限り社会の一員として扱わなければならない。人権尊重は、成熟した社会の基本原則である。

**(4) キリアン・ヴェグナー (Kilian Wegner) (フランクフルト・オーダー・ヨーロッパ大学教授) のコメント**

旧西ドイツ(ドイツ連邦共和国)では、1949年に基本法(憲法)が制定され、102条により死刑廃止が明文化された。それに対して、旧東ドイツ(ドイツ民主共和国)では死刑が存続していた。しかし、1987年に死刑は廃止された。

死刑の再導入については、法的にも政治的にも議論されていない。世論調査においても、再導入肯定派が多数を占めたことはない。1996年ドイツ連邦憲法裁判所は、「基本法1条1項が定める人間の尊厳の尊重と死刑は、相容れないものである」と判示した。したがって、基本法102条の死刑廃止規定が改正されたとしても、死刑の再導入は不可能である。さらに、政治的変革によって、たとえヨーロッパ諸国が死刑を導入したとしても、ドイツの理念が揺らぐことはあり得ないと確信している。

最後に、司会のローゼナウは、第二部の報告およびコメントについて以下のように述べた。

2002年に、「あらゆる状況の下での死刑の廃止に関する人権および基本的自由の保護のための条約についての第13議定書」(ヨーロッパ人権条約第13議定書)が追加された。これにより、ヨーロッパ人権裁判所(ECHR)は、ヨーロッパにおいては「死刑は人権侵害であると理解されている」と判示した。死刑には、合理的な正当化根拠がない。

ドイツでは、再審請求がなされた場合、裁判所の裁量において刑の執行を延期できる(刑訴法360条2項)。しかし、ドイツに死刑が存在したとしても、死刑執行の場合には、裁判所の裁量は認められず、当然に死刑執行は、延期しなければならないであろう。日本においても、死刑確定事件において再審請求がなされた場合には、死刑執行が必然的に不可能となるよう法改正するべきではな

かろうか。

## 4 ディスカッション

会場参加者とオンライン参加者双方から、多数の質問や意見が寄せられた。

死刑廃止国から死刑存置国(日本)への犯罪人引渡しに関する質問や、日本とドイツにおける再審に取り組む弁護人の弁護活動とその金銭的負担に関する質問等があった。

このほかにも、ジェンダー問題や少数者保護と死刑の関連性、死刑に対する一般市民の意見、袴田事件の今後の展開等について議論が行われた。

## 5 閉会の辞

石塚は、「日本の死刑や再審制度は、人間の尊厳を傷つけるものであるという問題をドイツの皆さんと共有できた。同じ認識の人たちと集えたことに大きな意義がある」と総括した。

加えて、石塚は、「本ワークショップ&リリースは、この間の死刑問題への取り組みの中間総括である。本日の議論を踏まえ、参加者一同による『日本の死刑と再審に関する声明』〔巻末の参考資料1〕を公表したい」と提案し、異議なく了承された。これにより、本ワークショップ&リリースは終了した。

## 6 おわりに

オンライン参加した人の多くは、日本からの参加者であることが推測された。日本時間午後8時開始という遅い時間にも関わらず、多くの人々が視聴していたことから、日本国内における日本の死刑や再審制度に対する関心の高さが窺える。

戸舘、鴨志田、西が訴えた具体的事件における再審制度および死刑制度に関する問題点と、斎藤



が明らかにした日本の再審関連規定の解釈上の問題点は、ドイツの参加者にも強いインパクトを与えたであろう。本ワークショップを契機に、日本の死刑廃止と再審関連規定の改正に向けた諸外国との研究交流が深まり、その成果が発信されることが期待される。

なお、近時、日本の再審制度に関して、龍谷大学刑事司法・誤判冤罪救済センターで客員研究員を務める安部祥太（関西学院大学准教授）、嘱託研究員を務める鴨志田祐美と李怡修（龍谷大学犯罪学研究センター嘱託研究員）が編集した『見直そう！ 再審のルール——この国が冤罪と向き合うために』（現代人文社、2023年）が出版された。本書は、京都弁護士会作成の映像を元に作成された小説「えんざい」をベースに再審制度の解説を行っているほか、日本、韓国、台湾の3か国の比較法から、日本の再審制度の問題点をあぶり出している。研究者や実務家のみならず、学生や一般市民にもわかりやすい内容となっている。ぜひご覧いただきたい。

本ワークショップ&リリースの映像は、一般社団法人刑事司法未来ホームページにおいて、期間限定でアーカイブ配信を行う予定である。

[参考資料]

1 日本の死刑と再審に関する声明(日本語版・英語版)

〔日本の死刑と再審に関する声明〕

わたしたちは、「日本における死刑と再審の現状が、日本国憲法および国際人権の観点から見て大きな問題を抱えており、刑事司法において深刻な人権侵害をもたらしていることを確認した。

わたしたちは、日本国に対して、下記の5点について速やかに改善を求めます。

1 袴田事件の再審裁判において、検察官は、自らの過ちを認め、再審裁判で争うことやめる。このこ

とによって、可及的速やかに袴田巖さんを死刑囚という法的地位から解放する。

2 大崎事件の再審請求裁判において、最高裁判所は、自らの過ちを認め、再審裁判を開始する。このことによって、可及的速やかに原口アヤ子さんを有罪者という法的地位から解放する。

3 日本政府は、再審請求中の死刑執行を止める。死刑執行期日を事前通告する。絞首刑という人道に反する執行方法を止める。そして、死刑に関するすべての情報を当事者および市民に公開する。

4 日本政府は、再審の手続きを明確化し、かつ適正化するために、再審に関する特別法を速やかに制定する。

5 日本政府は、死刑の執行に関する手続きを明確化し、かつ適正化するために、死刑の執行に関する特別法を速やかに制定する。

以上、声明する。

2023年9月4日 ベルリンにおいて  
参加者一同

**[Statement on the Death Penalty and Retrial in Japan]**

We have confirmed that the current situation of the death penalty and retrial in Japan is highly and seriously problematic from the perspective of the Constitution of Japan and the International human rights, and that it constitutes a serious violation of human rights in the criminal justice system.

We call on the State of Japan to promptly improve the following five points:

1. In the retrial of the HAKAMADA-case, prosecutors must recognize their mistakes and stop fighting the retrial. This will release Mr. Iwao Hakamada from his legal status as a prisoner on death row as soon as possible.

2. In the trial for retrial of the Osaki-case, the Supreme Court shall recognize its own error and

commence the retrial. This will release Ms. Ayako Haraguchi from her legal status as a convicted person as soon as possible.

3. The Government of Japan shall not order any executions during pending retrial; shall give advance notice of the execution date and shall stop the execution by hanging, a method of execution that is contrary to humanity. In addition, the Government shall open all information on the death penalty available to the parties and the public.

4. The Government shall enact the special law on retrial in order to clarify the due procedure for retrial as soon as possible.

5. The Government shall enact the special law on the execution and process of the death penalty in order to clarify the due procedures for executions as soon as possible.

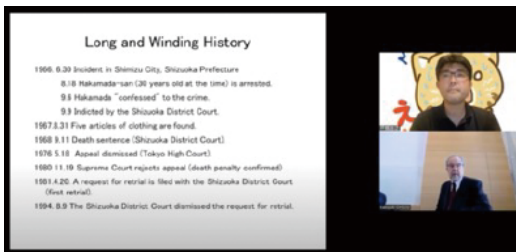
We hereby declare the above.

4 September 2023, in Berlin.

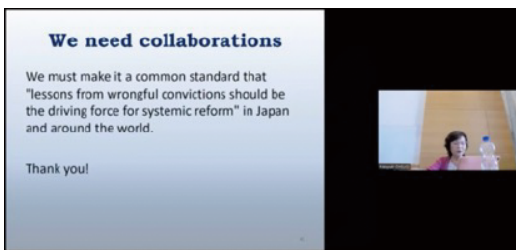
All participants

2 当日の様子 (写真)

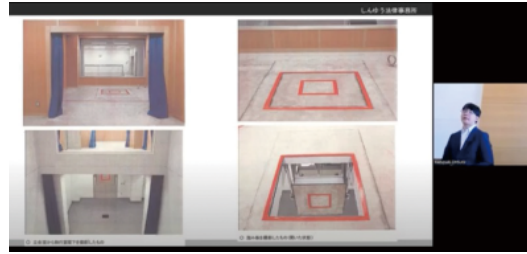
戸籍主之による報告の様子 (第一報告)



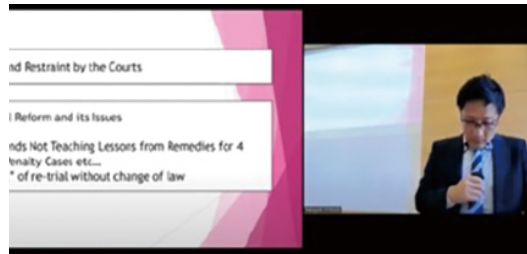
鴨志田祐美による報告の様子 (第二報告)



西愛礼による報告の様子 (第三報告)



斎藤司による報告の様子 (第四報告)



3 本企画のフライヤー (ドイツ語版)

Montag, 4. September 2023, CEST 1:00PM - 5:00PM  
Humboldt University of Berlin, Germany  
Workshop and Pressemitteilung

### Todesstrafe und Wiederaufnahmeverfahren in Japan

"Hält die japanische Regierung immer noch an der Todesstrafe fest und setzt ihre Missachtung des Lebens und der Menschenrechte fort!"

**Gleichzeitiges Live-Streaming**  
Mit Dolmetscher

In Japan gibt es weiterhin die Todesstrafe. Die Hinrichtungsmethode ist Hanging. Außerdem ist eine Wiederaufnahme des Verfahrens so schwierig wie ein Kameel, das durch eine Nadel gezogen wird. Japan hat ein politisches System, das auf der Gewaltenteilung beruht und ein Gleichgewicht zwischen Legislative, Exekutive und Judikative herstellt. Doch selbst wenn sich das Gericht mitten in einem Wiederaufnahmeverfahren befindet, ordnet der Justizminister die Vollstreckung der Todesstrafe an und stoppt das Verfahren für ein Wiederaufnahmeverfahren. Das Wiederaufnahmeverfahren gegen den eingeschrittenen HAKAMADA Iwao (87 Jahre alt, männlich) hat vor dem Landgericht SHIZUOKA begonnen. Die Staatsanwaltschaft versucht jedoch, die Wiederaufnahme des Verfahrens zu verzögern. Im Fall OSAKI hat HARAGUCHI Ayako (96 Jahre alt, weiblich), die zu einer zehnjährigen Haftstrafe verurteilt wurde, nach ihrer Entlassung aus dem Gefängnis begonnen, eine Wiederaufnahme des Verfahrens zu beantragen, und es wurden drei Entscheidungen über die Wiederaufnahme des Verfahrens getroffen, aber jede Entscheidung wurde vom Obersten Gerichtshof aufgehoben, und ein vierter Antrag auf Wiederaufnahme des Verfahrens ist derzeit beim Obersten Gerichtshof anhängig. Unter diesen Umständen gibt es in OSAKA drei laufende Verfahren von Todesstraktinsassen und anderen Personen. Dabei handelt es sich um die Hinrichtung in Erwartung der Wiederaufnahme des Verfahrens, die Benachrichtigung am selben Tag und die sofortige Vollstreckung der Todesstrafe sowie drei Verwaltungs- und Entscheidungslagen, die die Grausamkeit der Hinrichtungen anfechten. Am 4. September 2023 haben wir, ein Team von Wissenschaftlern und Anwälten, die eine Reform der Todesstrafe und der Wiederaufnahmeverfahren in Japan fordern, von Berlin aus, im Zentrall Europas, diesen Workshop & Press Release organisiert, um auf die Menschenrechtsverletzungen der japanischen Regierung hinzuweisen und diejenigen in der ganzen Welt, die sich für den Schutz des Lebens und der Rechte einsetzen, zur Zusammenarbeit bei der Reform aufzufordern. Wir hoffen, dass Sie uns zuhören werden.

**Datum: Montag, 4. September 2023, CEST 1:00PM - 5:00PM**  
**Ort: Raum 213, Humboldt-Universität zu Berlin, Altes Palais - Unter den Linden 9**  
Eine Voreinmeldung ist erforderlich. Der Eintritt ist kostenfrei.  
• The recorded video will be archived and available for streaming at a later date (for a limited period).  
**Wenn Sie über das Internet oder vor Ort teilnehmen möchten, melden Sie sich bitte über das folgende Formular oder den QR-Code an.**  
<https://forms.gle/i84KjNLCX4Mib4d2A>  
(Die URL wird Ihnen nach der Anmeldung in einer Bestätigungs-E-Mail mitgeteilt.)

Organisiert von: Criminal Justice Future (CJF)  
Mithilfe von: Forschungszentrum für Strafrecht und Justizsystem, Ryukoku Universität, Ryukoku Universität, Kyoto; Prof. Dr. Luis Greco, LL.M., Humboldt-Universität zu Berlin.  
(Lehrstuhl für Strafrecht, Strafvollrecht, ausländisches Strafrecht und Strafrechtstheorie, Humboldt-Universität zu Berlin).  
In Zusammenarbeit mit Prof. Dr. Heungsik Borens, Universität Tsinghua.  
(Lehrstuhl für Strafrecht, Strafvollrecht und Medizinrecht, Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg).  
Unterstützt von: Zentrum für interdisziplinäre Forschung, Ryukoku-Universität, TRC Corporation, Crimethink, und andere.  
Mitorganisatoren: Eboo Justice, Monash University, Innocence Project Japan (IPJ) FORJN60, und andere.